

アイヌアートモニュメント設置検討会議設置要綱

（目的）

第1条 先住民族であるアイヌ民族に対する市民の理解を促進し、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちを実現することを目的として、アイヌ民族を象徴するモニュメントの設置について、専門的な意見を聴取するため、アイヌアートモニュメント設置検討会議（以下、「検討会議」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会議は、アイヌアートモニュメントを設置するために必要な事項について検討を行う。

（会議）

第3条 検討会議は、市民まちづくり局市民生活部長が招集する。

2 座長は、市民まちづくり局市民生活部長とする。

3 検討会議の委員は、学識経験者その他、座長が適当と認める者で構成する。

4 座長は、必要があると認める時には、委員以外の者の意見を聞くことができる。

（設置期間）

第4条 検討会議の設置期間は、委員となることを承諾した日から平成25年度中までとする。

（謝礼）

第5条 検討会議に出席した委員に対し、日額12,500円の謝礼を支給する。

（事務局）

第6条 検討会議の事務局を市民まちづくり局市民生活部アイヌ施策課に置き、検討会議の庶務を処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成24年12月19日から施行する。